

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)  
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)
- 定期に行う種痘豚検査の実施(畜産課)
- 種畜証明書の交付(〃)
- 土地改良区の役員就任(農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 入会林野整備計画の適否の決定(林務課)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 保安林の指定予定(〃)
- 保安林の指定の解除予定(〃)
- 特用樹母樹林の指定の解除(〃)
- 基本測量の終了(管理課)
- 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集(総務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡齒科医院	米子市上後藤三〇四―四	昭和六十二年三月十五日
くすだ薬局卯垣支店	鳥取市卯垣二一八―二四	〃
松野医院	境港市京町三五	昭和六十二年三月二日

### 鳥取県告示第三百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
深 田 眞智子	鳥国薬六一七号	昭和六十二年二月二日
梶 野 裕 子	鳥国薬六一八号	昭和六十二年二月十八日
井 川 鋭 史	鳥国医第三、五一〇号	昭和六十二年二月十七日
紙 谷 秀 規	鳥国医第三、五一一号	〃
近 藤 慎 二	鳥国医第三、五一二号	〃

鳥取県告示第三百二十号

鳥取県種雄豚検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第三条第二項本文の規定に基づき、定期に行う種雄豚検査を実施するので、鳥取

県種雄豚検査条例施行規則（昭和五十九年十月鳥取県規則第七十号）第二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
昭和六十二年四月三十日	午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和六十二年五月六日	〃	鳥取市国安 東部家畜市場
昭和六十二年五月八日	〃	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場

鳥取県告示第三百二十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

種番証明 種番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
昭61 鳥取県 第2号	茂裕	黒毛 和種	60.12.6	日野郡 日野町	高茂	うめ3	1級	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
昭61 鳥取県 第3号	豊富	"	60.12.15	東伯郡 関金町	富士豊	おすきもと	"	"

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

就任した役員の氏名及び住所

理事 藤 井 保 雄 倉吉市大谷八六八

昭和六十二年三月二十七日就任 任期昭和六十三年四月二十一日まで

鳥取県告示第三百二十三号

中浜地区土地改良区が行う土地改良事業に係る三軒屋地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年四月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十四号

溝口町が行う土地改良事業に係る原手地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年四月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十五号

気高郡気高町大字宝木八七六番地宝木入会林野整備組合組合長宮石房一から申請のあった宝木入会林野整備計画については、昭和六十二年三月十八日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年四月七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開拾参 二三〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山・大字宇波字宇波山(以上二字国有林。

次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字笹畑西山二二五の四・二二五の五(以上二

筆国有林)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百二十九号

特用樹母樹林の指定を解除したので、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

指定番号 五十四 一	解除年月日 昭和六十二年 三月三十日	樹種 クヌギ	所在場所 日野郡日南町 神戸上字官林 三三二六	本数 一、二 本	面積 〇・八一 ヘクタール	所有者の住 所及び氏名 日野郡日南町 神戸上二五三 九福田哲朗
------------------	--------------------------	-----------	----------------------------------	----------------	---------------------	---

鳥取県告示第三百三十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 作業種類 基本測量（精密測地網一次基準点測量）

二 作業地域 日野郡日南町

三 終了年月日 昭和六十二年三月十五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和六十二年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年四月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 日時 昭和六十二年四月九日（木）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について

2 市町村選管委員・啓発担当者研修会について

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年四月七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十二年四月九日(木)午後三時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
  - 2 その他